

2011年4月7日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2011年3月

Contents

税務法規

1. 『非居住者企業徴税協調管理弁法(試行)』に関する通知
2. 2010年度年間所得12万元以上の納税者の個人所得税自己申告に関する通達
3. 省エネサービス産業の発展を促進するための増値税、営業税及び企業所得税措置に関する通達
4. 納税関連違法行為通報管理弁法
5. 中国人民共和国刑法修正案(八)
6. その他の通達

商務法規

1. 外国投資者による国内企業の合併・買収に係る安全性審査制度の実施に関する暫行規定
2. その他の通達

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年3月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年3月 4日 第2011005号
- ▶ 2011年3月18日 第2011006号
- ▶ 2011年3月25日 第2011007号

Japan Business Servicesグループで、2011年3月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 『非居住者企業徴税協調管理弁法(試行)』に関する通知(国税発[2010]119号)

概要

非居住者企業(日本の親会社などの外国企業)に対する徴税管理の強化を目的に、国家税務総局は『非居住者企業徴税協調管理弁法(試行)』(国税発[2010]119号)を公布した。施行日は2011年1月1日。

各レベルの税務局、国家税務局及び地方税務局、税務局内の各部門はそれぞれ互いに協力して非居住者企業に対する徴税管理を行う。具体的な規定内容は下記の通り。

▶ 一般的な協調管理

- ▶ 他の省への情報照会(他の地域での税務登記や納税申告の状況等)
- ▶ 非居住者企業に関する省境を超えた調査

▶ 一括納税

もし非居住者企業が中国国内に2つ以上の事業の拠点を持つ場合、各場所の管轄税務局を主管する上級の税務局の承認を得て、主たる拠点において企業所得税を一括納税することができる。

▶ 持分譲渡

非居住者企業が行う持分譲渡について、源泉徴収義務者と譲渡対象企業の所在地が異なる場合、源泉徴収義務者の管轄税務局は『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』(国税発[2009]3号)に従い、譲渡対象企業の管轄税務局に当該持分譲渡の事実を通知する。

所定の期限内に通知が行われない場合、あるいは非居住者企業から税金を徴収できなかった場合、源泉徴収義務者の管轄税務局が徴税責任を負う。非居住者企業が2社以上の所在地の異なる居住者企業持分を譲渡する場合、各譲渡対象企業の管轄税務局は税額の算定と徴税の方法について合意することが求められる。

▶ 複数の地域における営業活動

中国の複数の地域で業務(請負工事もしくはこれに類似する行為、役務の提供、ライセンスの締結)を行っている非居住者企業の存在を気づいた税務局は、課税の要否、恒久的施設の認定の有無、みなし利益率、納税額の算定、非居住者企業従業員の中国滞在期間等を他の地域の税務局に適時に通知する。各税務局は当該業務の税務上の取り扱いについて見解の一致を図り、見解が一致しない場合は上級の税務局に調整を求める。

▶ 国家税務局と地方税務局の間での協調管理

▶ 海外支払に係る税務証明書の発行

関連法規

- ▶ 『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』の公布に関する通達(国税発[2009]3号)

2. 2010年度年間所得12万元以上の納税者の個人所得税自己申告に関する通達(国税発[2010]120号))

概要

2010年の年間所得が12万元以上の個人は自己申告が求められる。税務局は以下の項目の所得に特に注目することとしている。

- ▶ 財産譲渡所得(通常持分、譲渡制限付持分、中古不動産等)、高額な競売による所得、及びこれらの所得がある者の給与所得
- ▶ 高級管理職の年金、ストック・オプション、給与、配当所得

また過年度の統計データから業種別の平均所得額を算定し、申告額が当該基準を下回る場合には質疑を行い、申告もれの所得の有無を確認する。

3. 省エネサービス産業の発展を促進するための増値税、営業税及び企業所得税措置に関する通達(財税[2010]110号))

概要

省エネ関連サービス産業の育成・促進を目的とする増値税、営業税及び企業所得税の優遇措置を定める。施行日は2011年1月1日。

- ▶ 増値税の優遇措置
所定の要件を満たす省エネプロジェクトに関連して、省エネサービス企業がエネルギー消費企業に対して増値税の課税対象物品の販売を行う場合、当面の間は増値税を免除する。
- ▶ 営業税の優遇措置
所定の要件を満たす省エネプロジェクトにより得る営業税の課税収入について、当面の間は営業税を免除する。
- ▶ 企業所得税の優遇措置
 - ▶ 減免期間
所定の要件を満たす省エネプロジェクトに従事する省エネサービス企業が、財税[2009]166号の環境保護、省エネルギー、節水に関する企業所得税法上の規定を満たす場合、企業所得税を1回目の売上収入を計上した年度から最初の3年間は免除し、次の3年間は半額に軽減する(三免三減)。

▶ 資産の取扱

エネルギー消費企業が省エネサービス企業に対して支払った合理的な資本的支出は、支出時に一括して損金算入することができる。

▶ 移転価格

省エネサービス企業とエネルギー消費企業間の取引は独立企業原則に従う必要がある。いずれかの課税所得を減少させるような価格設定になっている場合、税務局は所得の修正を行う。

▶ その他

エネルギー消費企業が省エネサービス企業から取得する省エネプロジェクトに関連する資産については、補助科目や明細科目を設定し、他の資産と区分して記帳を行う。また省エネプロジェクトによって適用を受ける優遇措置が異なる場合、省エネサービス企業は企業所得税法上、事業ごとに収益と費用を記録する。個別に記録しない場合には、優遇措置を受けることはできない。

所見

省エネ関連サービス産業に対する税制上の優遇措置の内容については、国弁発[2010]25号ですでに予定されていた。財税[2010]110号の意義は、同優遇措置の適用のための具体的な要件(最低資本金額、一定の投資額や技術水準の要求等)を定めた点にある。

そもそも省エネルギー等に対する優遇措置については、企業所得税法自体に規定があり、上述の企業所得税の三免三減は同実施条例にも定められている。国弁発[2010]25号による省エネ産業に対する増値税と営業税の免除規定が追加され、財税[2010]110号により既存の優遇措置を拡充するものと位置づけることができる。ただし増値税と営業税の免除は「当面の間」に限定されており、この免除期間がいつまで継続するのかは明らかにされていない。

また財税[2010]110号は、移転価格上の取扱について言及されているが、省エネサービス企業或いはエネルギー消費企業は、グループ内での税務ベネフィットが最大となるように、合理的な範囲で戦略を構築することが勧められる。

関連法規

- ▶ 省エネサービス産業の推進と発展に関する通達(国弁発[2010]25号)
- ▶ 環境保護、省エネルギー、節水プロジェクトに係る企業所得税の優遇措置目録(試行)に関する通達(財税[2009]166号)

4. 納税関連違法行為通報管理弁法(国家稅務總局令[2011]24号)

概要

納税に関連する違法行為通報についての受理・処理・執行、関連する権利の保護、法律的责任等について規定する。従前の「違法案件通報管理弁法」(国税発[1998]53号)は廃止。

企業及び個人は、何らかの手段(手紙、Eメール、電話、面談等)により、納税に関連する違法行為(脱税、追徴課税の回避、詐欺、発票の不正使用等)を、税務局に通報することができる。実名による通報については、調査により違法行為が確認され、結果として国が損害を免れた場合には、通報者に対して相応の謝礼を支払う。

税務局や通報受付センターは、通報者及び被通報者の権利の保護に努める。税務局の職員が通報者に対して報復行為を行った場合は、当該職員に行政処分を科し、また当該行為が犯罪を構成する場合にはさらに刑事責任も追及する。

所見

違法行為の通報に関する規定は決して新しいものではないが、各当事者(通報者、被通報者、当局担当者)の扱いに均等に配慮した規定はこれが初めてである。これにより違法行為にかかる有効な情報が得られることが期待される。実名による通報に対する謝礼の支給については、国家稅務總局令[2007]18号に具体的な謝礼金額の規定がある(最高金額10万元)。税務局にとっては通報の増加が期待されるが、企業など納税者は税務法規に対する遵守性をいっそう高める必要があるといえる。

5. 中華人民共和国刑法修正案(八)(主席令[2011]41号)(稅務に関する部分のみ)

概要

『中華人民共和国刑法修正案(八)』は2011年2月25日に全国人民代表大会常務委員会を通過した。施行日は2011年5月1日。稅務に関する部分は以下の通り。

- ▶ 密輸による脱税に対する罰則
 - ▶ 脱税額が比較的大きい場合、もしくは過去1年の間に2度、行政処罰を受けている場合、3年以下の懲役或いは拘留及び脱税金額の1~5倍の罰金。
 - ▶ 脱税額が大きい、もしくは悪質な場合、3~10年の懲役及び脱税金額の1~5倍の罰金。
 - ▶ 脱税額が特に大きい、もしくは特に悪質な場合、10年以上もしくは無期の懲役及び脱税金額の1~5倍の罰金もしくは財産没収。

- ▶ 発票の偽造(発票を輸出増値税還付や税額控除に用いる場合を除く)については、悪質な場合には2年以下の懲役、拘留もしくは観察処分及び罰金。特に悪質な場合は2～7年の懲役及び罰金。
- ▶ 輸出に係る増値税還付や税額控除に用いるための発票の偽造について国家に多大な損失を与えるような悪質なものについては、無期懲役もしくは死刑、及び財産没収。

6. その他の通達

- ▶ 企業年金に係る個人所得税の執行と徴収にかかる補足公告(国家税務総局公告[2011]9号)
- ▶ 中関村サイエンスパーク内のイノベーション・モデル地区における従業員教育費用の損金算入限度額の拡大の試行に関する通達(財税[2010]82号)
- ▶ 中関村サイエンスパーク内のイノベーション・モデル地区におけるストック・オプションに係る個人所得税の取扱についての試行通達(財税[2010]83号)
- ▶ 発票専用印の文様に関する公告(国家税務総局公告[2011]7号)
- ▶ 小規模企業に対する優遇措置の継続に関する通達(財税[2011]4号)
- ▶ 発票管理弁法実施細則(2011年)(国家税務総局令[2011]25号)
- ▶ 「中国・ネパール租税条約」及び同議定書の発効に関する通達(国家税務総局公告[2011]11号)
- ▶ 中国・アルゼンチン納税に関する情報交換協定(英文版)
- ▶ 中国・ジャージー納税に関する情報交換協定(英文版)
- ▶ 中国・ガーンジー納税に関する情報交換協定(英文版)
- ▶ 業者を通しての輸出する物品についての税金に関する通達(国家税務総局公告[2011]12号)
- ▶ 「中国・トルクメニスタン租税条約」及び同議定書の発効に関する通達(国家税務総局公告[2011]10号)
- ▶ 政府指定重点ソフトウェア企業一覧(2010年)に関する通達(発改高技[2011]342号)
- ▶ 組織再編に係る増値税に関する通達(国家税務総局公告[2011]13号)
- ▶ 中華人民共和国車両船舶税法(2011)(主席令[2011]43号)
- ▶ 西部地区における原油・天然ガスに係る資源税の改革に関する通達(財税[2011]112号)

商法法規

1. 外国投資者による国内企業の合併・買収に係る安全性審査制度の実施に関する暫行規定(商務部公告[2011]8号)

概要

「外国投資者による国内企業の合併・買収に係る安全性審査制度の制定に関する通達」(国弁発[2011]6号)により、審査対象となる国内企業を合併・買収する外国投資者に対して、商務部への審査の申請を義務付ける。

安全性審査の対象に該当するにもかかわらず、外国投資者が審査の申請を行っていない場合、地方商務部門は書面により審査申請を要求し、状況を商務部に報告する。正式な審査申請に先立ち、外国投資者は商務部と事前協議を行うことができる。申請書類については、当通達に列挙されている。

商務部は申請の受理後、15営業日以内に書面による通知を行い、通知日から5営業日以内に「連席会議」(安全性の審査のために組織された委員会)に審議の実施を要請する。当該通知日から15営業日間は、外国投資者は合併・買収を実行してはならず、地方商務部門も審査を実施してはならない。商務部は連席会議の審議意見を受領した後、5営業日以内に外国投資者及び地方商務部に対して書面による通知を行う。

2. その他の通達

- ▶ ソフトウェア産業及び集積回路製造業の更なる発展を奨励する通達(国発[2011]4号)
- ▶ クロスボーダー貿易における人民元決済(試行)の認可を受けた輸出企業リスト(第2回)(銀弁函[2010]668号)
- ▶ 外国投資者による国内企業の合併・買収に係る安全性審査制度の制定に関する通達(国弁発[2011]6号)
- ▶ 試行地における投資事業の育成及び登録管理の強化に関する通達(発改弁財金[2011]253号)
- ▶ 2011年度外商投資企業連合年検の実施に関する通達(商資函[2011]75号)
- ▶ 『中華人民共和国会社法』の適用に伴う若干の問題に関する規定(三)(法釈[2011]3号)
- ▶ 外商投資管理業務に関する通達(商資函[2011]72号)

税関法規

- ▶ 税関による流動証明書の発行に関する公告(税関総署公告[2011]11号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

王 瑜文 M&A
evelyn.wang@hk.ey.com +852-2849-9452

東京

新日本アーンストアンド・ヤング税理士法人 中国デスク

| | | |
|--|---------|-----------------|
| 笠原 健司 | 税務・移転価格 | |
| kenji.kasahara@jp.ey.com | | +81-3-3506-2396 |
| 斎藤 正浩 | 税務 | |
| masahiro.saito@jp.ey.com | | +81-3-3506-1282 |
| 平澤 尚子 | 税務・移転価格 | |
| naoko.hirasawa@jp.ey.com | | +81-3-3506-2752 |
| 崔 虹 | 税務 | |
| hong.cui@jp.ey.com | | +81-3-3506-2245 |

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

| | | |
|--|---------------|-----------------|
| 福井 修 | 中国ビジネス一般 | |
| fukui-sm@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1420 |
| 帯川 海 | 中国ビジネス一般 | |
| obikawa-k@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1420 |
| 松田 博司 | 中国ビジネス一般・税務関連 | |
| matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp | | +81-3-3503-1131 |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03000996

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china